

制度融資等のご案内

◆制度融資

新型コロナウイルス感染症に起因して、セーフティネット保証4号・5号・危機関連の認定を受けた事業者さまは、高知市・県制度融資において信用保証料軽減や利子補給の対象となります。

	高知市制度		高知県制度			高知県制度(国)	
	中小企業 振興資金	小規模企業 振興資金	新型コロナウ イルス感染症 対策融資	安心実現のための 高知県緊急融資		経済変動 対策融資	危機関連保証
融資限度額	2,000万円		1億円	1億円		5,000万円	2億8,000万円
融資期間 (うち据置期 間)	7年以内 (6ヶ月以内)		12年以内 (4年以内)	9年以内 (2年以内)	12年以内 (3年以内)	9年以内 (2年以内)	10年以内 (2年以内)
金利	1.97%以内 (固定)	1.90%以内 (固定)	4号2.07%以 内 5号 2.27%以内 (変動)	2.07% (変動)	2.22% (変動)	2.07%以内 (変動)	2.07%以内 (変動)
優遇内容			据置期間中は 全額利子補給				据置期間中は全額利 子補給
保証料(4号)	0.00%	0.00%	0.00%	0.30%	0.25%	0.40%	
保証料(5号)	0.40%	0.40%	0.00%	0.30%	0.25%	0.40%	
保証料(危機関連)							0.00%

※詳しくは、高知銀行営業店窓口「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う相談窓口」にご相談ください。

◆高知県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給制度

○制度概要

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた高知県内事業者の皆さまが借入れする運転資金の
元金据置期間中の支払利息について、高知県から補給を受けることができます。

○利子補給対象融資

融資対象者	新型コロナウイルス感染症に起因して、①セーフティネット保証4号、②セーフティネット保証5号、③危機関連保証のいずれかの認定を受けた高知県内事業者の皆さま	
資金使途	運転資金	
融資形態	証書貸付（元金均等返済）	
融資限度額	1億円	
融資期間	① セーフティネット保証4号	12年以内（うち据置期間 4年以内）
	② セーフティネット保証5号	12年以内（うち据置期間 4年以内）
	③ 危機関連保証	10年以内（うち据置期間 2年以内）
融資利率 および 利子補給率	① セーフティネット保証4号	2.07%以内
	② セーフティネット保証5号	2.27%以内
	③ 危機関連保証	2.07%以内
取扱期間	2020年3月24日から2021年3月31日	

※お取り扱いにあたっては、高知県の認定が必要となるほか、当行所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

以上